

**電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等の IT 化に関する検討会
（平成 19 年度 第 5 回）**

日時：平成 20 年 3 月 17 日（月） 10:00～11:30

場所：合同庁舎 7 号館（金融庁）12 階 第 2 特別会議室

1. 開会
2. 技術検討ワーキンググループ報告（案）について
3. 報告書（案）について
4. その他
5. 閉会

（配布資料）

資料 1：電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等の IT 化に関する検討会 技術検討
ワーキンググループ報告（案）

資料 2：電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等の IT 化に関する検討会 報告書（案）

1. 開会

2. 技術検討ワーキンググループ報告（案）について

小松主査より、資料1に基づき技術検討ワーキンググループ報告（案）の説明を行った。

3. 報告書（案）について

事務局より、資料2について説明の後、議論を行った。報告書（案）は議論の結果に基づき座長が事務局と内容を修正することとなった。

委員の主な発言は以下の通り。

- 用語の定義について整理する必要がある。
- 電子私書箱はパソコン利用を前提とすべきではない。インターネット接続可能なテレビの活用等を検討すべき。
- 電子私書箱と自己情報コントロール権との関係について整理しておくべき。
- 本来、国が保有すべき情報を自治体が受託管理している場合、自治体の判断で情報提供できるか、国が判断した上で自治体が提供することになるのかといった検討が必要。
- 情報・プライバシーの分野は、決して法の成熟度が高いとは言えないので、現行法を前提として考えるべきではなく、コモンセンス（良識）を重視すべき。
- 官製の需要をつくるためではなく、国民のニーズを基に、小さくても良いから使い勝手が良く、少しでも便益が国民にある仕組にすべき。
- 次世代電子行政との関連の記述において、次世代電子行政構想の目標がワンストップポータル構築に見えてしまうが、実際は、データ標準化や基盤層の検討を行なっている。各自治体が持つ API の共通仕様や組織間連携等を検討する一環としてのワンストップポータルである。
- 公的個人認証サービスとの連携部分に民間事業者による署名検証に関する記述があるが、民間の認証事業者に充分配慮しつつ検討を進める必要がある。

4. その他

事務局より、今後の方向性について説明を行った。

- 本検討会は報告書の完成をもって終了とする。
- 報告書は、今回説明のあった資料1、及び前回説明のあった「欧州における社会保障・医療分野のIT化に関する調査報告」を、参考資料として位置づける。
- 電子私書箱構想は、IT戦略本部で検討中の「IT政策ロードマップ」における大きな柱の一つとなる予定。本検討会の報告書を基に、来年度以降も引き続き検討を続けてまいりたい。
- 社会保障情報の提供も緊急の課題と認識している。各省と連携し、取り組んでまいりたい。

5. 閉会

以上